集合住宅等の水道メーター設置基準

第１　目的

　　この基準は、準給水装置及び導水装置における水道メーターの設置等について必要な事項を定めることを目的とする。

第２　規制事項

　１　検針方式別の水道メーターの設置及び装置

水道メーターは、計量法に基づいたメーター（検定有効期間８年）とする。

（１）親メーター方式

親メーターは水道課が貸与する。

（２）親メーター戸数割方式

　　　親メーターは水道課が貸与する。

（３）集中検針方式

１　親メーター及び各戸メーターは、遠隔指示式メーターとし、親メーターは水道課が貸与し、各戸メーターは申込者が設置する。

　　　２　親メーター及び各戸メーター並びに付属設備の設置及び維持管理は、建物所有者が行う。

　　　３　集中検針方式の装置として、受信装置は原則、各棟１階の１箇所へ集中し、将来の維持管理及び検針に適する場所とすること。

　　　４　受信装置はメーター指示値読取装置が内蔵されていること。

　　　５　各戸メーターが検定期間満了又は故障した場合の取替えは、建物所有者が行う。

（４）普通検針方式

１　親メーター及び各戸メーターは水道課が貸与する。

２　親メーター及び各戸メーター並びに付属設備の設置及び維持管理は、建物所有者が行う。

３　親メーター及び各戸メーターが検定期間満了又は故障した場合の取替えは、水道課が行う。

　２　共用メーターについて

　　　　散水栓等は共同使用水栓用のメーターを通過させること。この場合原則１個の共用メーターとする。

第３　事前協議

工事計画及び設計にあたっては、事前に設計業者、施主、管理会社又は管理人は図面等を提出し、水道課と協議しなければならない。

第４　指示事項

１　各戸メーター等の設置について

1. 地中等に設置する場合

１　各戸メーターは、各戸の室内には設置しないこと。

２　各戸メーター及び各戸メーター前後の配管をメーターボックス等で防護し、検針及び検定満了、異常その他による取替え、維持管理を容易に行える場所に設置すること。

３　各戸メーターは、鋳鉄製、プラスチック製等のメーターボックスに入れること。

４　各戸メーターの上流側には止水栓を設置すること。

５　アパート等で数個のメーターを並べて設置する場合は、メーターボックスの蓋の裏側にペンキ等で部屋番号等を明示しなければならない。

（２）各戸のパイプシャフト内に設置する場合

１　各戸メーターは、上流側に止水栓または、止水機能を備えたメーターユニットを用いて、各戸のパイプシャフト内に設置し、各戸の室内には設置しないこと。

２　検針及び検定満了、異常その他による取替え、維持管理を容易に行える場所に設置すること。

３　各戸メーターの着脱は、容易に行えること。

４　各戸メーターは給水栓より低位かつ床面より１ｍ以下の高さで水平に設置すること。

５　各戸メーター部分の配管は、原則パイプシャフトの扉面と平行にすること。

６　パイプシャフト内の底面は、廊下側に水勾配を施すなど、外部への排水に支障を来さない構造とすること。

７　配管を固定するために支持金具を取付けるなど、振れ止めを行うこと。

８　各戸メーター前後には検針、取替えに影響を及ぼすような器具を設置しないこと。

９　各戸メーターが凍結する恐れがある場合は、凍結防止カバーを設置すること。カバーは容易に脱着できること。

10　パイプシャフト内にメーターユニットを設置する場合は、原則として床面にアンカーボルト等により固定すること。

　　高さ調整が必要な場合、あるいは床面に直接取付けできない場合は架台等で確実に固定すること。

11　メーターユニットはメーターが水平になるように設置し、原則としてパイプシャフトの扉面と平行に設置すること。

第５　その他

本基準で定める項目以外については、給水装置工事設計施工基準に準拠するものとし、定めのない事項については別途水道課と協議する。